

令和3年8月4日

一般社団法人香川県トラック協会
会長 楠木 寿嗣 様

香川県知事 浜田 恵造

感染拡大防止集中対策期における対策について

日頃より、本県の交通行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

全国では、東京都を中心とする首都圏をはじめ、近隣県を含む多くの地域でこれまでにないスピードで新型コロナウイルスの感染が拡大している中、本県の感染状況は、7月下旬まで一桁で落ちていた新規感染者数は、7月28日に33人となって以降、30日に43人、31日に34人、8月1日は28人と急増しており、8月1日までの直近1週間の累積新規感染者数は172人、先週1週間との比較では5.5倍と高い指数を示しています。

県内の感染拡大リスクが一層急激に高まり、まさに今、「感染急増段階」に入っただと言わざるを得ず、このまま感染の急拡大が続き、感染者数が累増していくことになれば、医療のひっ迫具合を示す確保病床使用率も必然的に高まり、県内の医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、ワクチン接種の円滑な実施や、通常の医療にも大きな影響が生じるおそれがあります。

このため、7月31日から「感染拡大防止対策期」に対策期を引き上げたところではありますが、さらに警戒レベルを引き上げざるを得ないものと総合的に判断し、香川県対処方針に基づき、8月3日から31日まで、「感染拡大防止集中対策期」に位置づけることといたしました。

「感染拡大防止集中対策期」においては、人の動きが活発化する夏休み期間中の感染の急拡大を食い止めるため、県民の皆さま、特に若い世代の方々には、デルタ株の出現によってこれまでとは変わり、感染及び重症化リスクが高まっていること、感染後の重い後遺症に苦しんでいらっしゃる方がいるということをご理解いただき、大切な家族や友人、仲間に感染させることがないように、不要不急の外出そのものについて慎重に検討するとともに、外出、会食が必要な場合でも、極力、家族や普段会う人と少人数・短時間で対応し、県境をまたぐ移動を避けていただくなど、「2021夏休み期間中の感染拡大防止行動」を強く意識して実践していただきますよう、重ねてお願いいたします。

つきましては、貴職におかれまして、『知事から「感染拡大防止集中対策期」における県民の皆さまへのお願い』（資料1）及び感染拡大防止集中対策期における対策（8月3日以降）について（資料2）の貴社（団体）の職員の皆様及び関係先への周知並びに感染防止対策の徹底につきまして、御協力をお願いいたします。

知事から「感染拡大防止集中対策期」における県民の皆さまへのお願い
～感染の急拡大を食い止めるため、お一人お一人が感染拡大防止行動の実践を～

これまで長期間にわたり、県民の皆さま、事業者の皆さまが、感染拡大の防止に向けた各種対策にご理解、ご協力いただいておりますことに対して、改めまして、心から感謝申し上げますとともに、現在も感染者の検査、治療に当たられている医療従事者の皆さまにも、厚く御礼申し上げます。

このところ、全国の新規感染者数は1日1万2千人を超えるなど、東京都を中心とする首都圏、関西圏をはじめ、近隣県を含む多くの地域でこれまでにないスピードで感染が拡大している状況にあり、国において、「緊急事態宣言」の対象区域に首都圏の3県及び大阪府を、また「まん延防止等重点措置」の対象区域に5道府県を追加し、その実施期間をそれぞれ8月31日までとすることとなっております。

本県においては、7月下旬まで一桁で落ちていた新規感染者数は、7月28日に33人となって以降、30日に43人、31日に34人、昨日は28人と急増しており、昨日までの直近1週間の累積新規感染者数は172人、先週1週間との比較では5.5倍と高い指数を示しています。

感染者の中で、60歳代以上の高齢者は限られ、これまでの感染拡大期に比べて高齢者比率は大きく低下しており、ワクチン接種の効果が顕著に表れているものと思われます。

一方、直近1週間の状況を見ると、30歳代以下の感染者の割合が約8割を占め、若い世代での感染が急拡大していること、また、感染経路が判明している方の中で、知人との交友活動が感染経路の過半数を占め、行動歴として会食等の機会があった感染者が約6割にのぼり、家庭や職場などにおいて広がっていること、また、4月以降の感染拡大の要因となったアルファ株よりも1.5倍ほど感染力が高いと言われるデルタ株による感染が、県内においても広がりを見せていること、などの特徴があります。

県内の感染拡大リスクが一層急激に高まり、まさに今、「感染急増段階」に入ったと言わざるを得ず、このまま感染の急拡大が続き、感染者数が累増していくことになれば、医療のひっ迫具合を示す確保病床使用率も必然的に高まり、県内の医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、ワクチン接種の円滑な実施や、通常の医療にも大きな影響が生じるおそれがあります。

このため、今回、さらに警戒レベルを引き上げざるを得ないものと総合的に判断し、香川県対処方針に基づき、明日8月3日（火）から31日（火）まで、「感染拡大防止集中対策期」に位置づけることといたします。

この「感染拡大防止集中対策期」においては、人の動きが活発化する夏休み期間中の感染の急拡大を食い止めるため、県民の皆さま、特に若い世代の方々には、デルタ株の出現によってこれまでとは変わり、感染及び重症化リスクが高まっていること、感染後の重い後遺症に苦しんでいらっしゃる方がいるということをご理解いただき、大切な家族や友人、

仲間に感染させることがないように、不要不急の外出そのものについて慎重に検討するとともに、外出、会食が必要な場合でも、極力、家族や普段会う人と少人数・短時間で対応し、県境をまたぐ移動を避けていただくなど、「2021 夏休み期間中の感染拡大防止行動」を強く意識して実践していただきますよう、重ねてお願いいたします。

＜2021 夏休み期間中の感染拡大防止行動＞

- ・県内における不要不急の外出は慎重に検討
- ・他の都道府県との不要不急の往来、帰省や旅行及びこれに伴う会食は慎重に検討
特に、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の対象区域である都道府県との不要不急の往来、帰省や旅行及びこれに伴う会食は自粛を
都道府県を越えた移動がどうしても必要な場合には小規模分散型で
- ・外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動し、密閉・密集・密接が重なる「三密」の回避は当然として「一つの密」も回避
- ・会食をする場合は、「かがわ安心飲食認証店」など感染対策が徹底された飲食店等を利用し、普段会う人と少人数、短時間で言い、会話の時はマスクを着用

加えて、感染防止対策の一層の徹底と感染拡大地域を含めた県外からの集客抑制を図るため、特に県内外から多くの集客が見込まれる県有施設について、対策期間中の土曜日、日曜日、祝日を休館・休園とするとともに、対策期間中に行われる予定の県関連イベントについての中止・延期を検討することとしております。

また、「大人数・長時間の飲食」、「マスクなしでの会話」といった場面が生じやすく感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、飲食店への営業時間短縮の協力要請についても、検討を行うことといたします。

私としましては、ワクチン接種の進捗により所期の効果が得られ、一日も早く社会経済が回復するよう、国、各市町とも連携し、県民の皆さま、事業者の皆さまと一緒に全力で取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありません。また、ワクチン接種は、強制ではなく、御本人が納得した上でご判断いただくもので、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしてはいけません。引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようあわせてお願いいたします。

令和3年8月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

感染拡大防止集中対策期における対策（8月3日以降）について

令和3年8月2日

○対策期間：8月3日（火）～8月31日（火）

1. 県民への協力要請等（法第24条第9項等）

（1）外出について

- 県内における不要不急の外出については、慎重に検討するよう協力要請
- 他の都道府県との不要不急の往来については、慎重に検討するよう協力要請
また、新規感染者数が15人以上/人口10万人/週の地域にあっては、特に慎重に検討するよう協力要請
- 県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請
- 国の「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の対象区域である都道府県との不要不急の往来自粛を協力要請
- 県外から本県へ来県される方に、お住まいの地域において地域外への移動についてどのような対応が求められているかを十分確認するよう働きかけ
- 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請
- 別添1：気をつけていただきたいこと
- 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控え、「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力要請
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請
- 別添2（省略）：業種別ガイドライン
- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
- 別添3：新型コロナウイルス接触確認アプリ
- ※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

（2）新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請
- 別添4：「人の接触を8割減らす10のポイント」
（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- 別添5：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」
（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）
- 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請
- 別添6：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）

2. 事業者への協力要請等（法第24条第9項等）

- 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証」をとるよう働きかけ
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請
- 別添2（再掲）：業種別ガイドライン
- 別添7：今後における適切な感染防止対策

別添8：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」

○感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請

別添9：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

○在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請

○出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請

○時差出勤、昼休みの時差取得、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請

○事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請

○医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力要請

- ・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること
- ・症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用すること
- ・手洗い・手指消毒を徹底すること
- ・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること
- ・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと
- ・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること

3. 催物（イベント等）の開催（法第24条第9項）

○催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請

国の基本的対処方針や催物（イベント等）の開催に係る留意事項（各種通知）等を踏まえ、事前相談の有無に関わらず、**別添10**に沿った必要な感染防止策を講じていただくことを前提に開催を可能とする。

別添10（省略）：催物（イベント等）の開催に係る留意事項

4. 県有施設等における対応

○特に県内外から多くの集客が見込まれる県有施設（※）について、対策期間中の土曜日・日曜日・祝日を、原則、休館・休園

※ 栗林公園、さぬきこどもの国、県立ミュージアム、東山魁夷せとうち美術館、瀬戸内海歴史民俗資料館、瀬戸大橋記念館

県有施設等について、開館する場合、適切な感染防止対策の一層の徹底を図る。

○対策期間における県関係の行事・イベントについて、中止・延期の検討

5. 県の対応

○感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。

○PCR検査の充実強化を図る。

○医療機関、高齢者施設等へ抗原簡易キットを配布する。

○県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。

○ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。

○感染症用の病床確保や宿泊療養施設の充実を図る。

○県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により出勤抑制等の接触機会の低減に取り組む。

6. 国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応

（別紙（省略）：「国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応について」）